

# 秋田県犯罪被害者等支援推進会議の議事概要

日 時：平成26年10月9日（木） 午後3時～午後5時

場 所：秋田地方総合庁舎 502・503会議室

## 1 出席者

○秋田県犯罪被害者等支援推進会議委員（敬称略、五十音順） 7名

齋藤和樹	日本赤十字秋田看護大学准教授
齋藤長助	秋田被害者支援センター専務理事
佐々木倫夫	秋田市市民相談センター所長
豊田洋	医師
内藤徹	弁護士
原岡正博	秋田銀行経営管理部部長代理
三浦芳子	交通事故事故被害者遺族

○ 県

生活環境部 佐々木部長、栗林参事、米澤県民生活課長、県民生活課担当者、健康福祉部福祉政策課・子育て支援課・障害福祉課、産業労働部雇用労働政策課、建設部建築住宅課、教育庁義務教育課・高校教育課・生涯学習課、総合教育センター、警察本部警務課犯罪被害者支援室 の各担当者

## 2 秋田県生活環境部長あいさつ

この会議は、犯罪被害者等の方々を社会全体で支える地域社会づくりを目指し、昨年4月に施行された「秋田県犯罪被害者等支援条例」に基づき設置されたものです。

昨年度は、従前から実施してきた「第2次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」に掲げた各般の施策や犯罪被害者週間に開催した「県民のつどい」による啓発に加え、条例の施行後には、新たに「犯罪被害を考える日・生命(いのち)のメッセージ展」や「犯罪被害者支援フォーラム」などを開催した。

本年度は、こうした施策に加え、「犯罪被害を考える日・街頭キャンペーン」を実施することにより、条例並びに条例で「犯罪被害を考える日」と規定された6月30日の周知に努めたほか、犯罪被害者支援に対する県民の理解増進を積極的に推進した。

今回の会議では、これまでの支援施策の実施状況について、昨年度の実施分を中心に、ご審議いただきたい。

## 3 議 事

### (1) 平成25年度犯罪被害者等支援施策の実施状況

第二次秋田県犯罪被害者等支援基本計画で定めた県の支援施策について、資料に基づき平成25年度の実施状況を説明。(略)

## (2) 実施状況に関する質疑・意見等

### ① 損害回復・経済的支援について

○ 犯罪被害救援基金による奨学金給与について、情報の提供及び周知に努めているが、奨学金支給実績はあるか。

→ 犯罪被害者等給付金の受給者で奨学金制度に該当する者が、基金の奨学対象となるが、現在、大学生1人と高校生3人の4人が受給中。ここ数年は新規の対象者がいない。

○ 交通事故の被害者の場合、事件直後はいろいろ心情的な問題もあるが、ある程度時間が過ぎると障害（又は生命）に見合う損害賠償の額はどれほどになるか、ということが問題になる。

保険会社や裁判所での交渉は、ドライな計算問題になりがちだが、現在の価値基準でどこまで請求できるのかははっきりしておかないと、後で大切な命の価値が安いものになってしまう。

○ 誰もが、事故など自分に起こると普段考えていないので、知識や情報がない。大変な状況の中で、弁護士をどうやって探すのかもわからない。だから手取り足取り相談に乗ってくれる支援者が必要であり、その支援者と一緒に、損害賠償でも裁判でも次のステップに進んでいけるスムーズな流れが大事になる。

○ いろんな情報を県が発信する時、ウェブサイトを使っているが、どのくらいの人達がこのサイトを見ているのか。

県警で配っている被害者の手引きは、警察に関わった事案について、被害者に行き渡るだろうが、ウェブサイトの場合はこちらが載せているだけで、どの程度、閲覧されているかわからない。県の努力が県民に伝わっていないことがあるのでアクセス数をチェックしてもらえればと思う。

→ 閲覧数はこれまで調査したことがない。県民のつどいや街頭キャンペーン等で印刷物を配付しているが、紙媒体の配布では限度があるので、関心のある人が誰でも閲覧可能なように、県のウェブサイトに載せている。

アクセス数がどのくらいあるのか、今後、担当課に確認していく。

《※平成26年(1月～12月)は、23コンテンツに延べ17,104回のアクセスがあった。》

### ② 精神的・身体的被害の回復・防止について

○ 視聴覚に障害のある方から相談があるか、手話通訳士配置などの相談体制はどうなっているか。

→ 県では、障害福祉課、地域振興局8箇所のうち5か所の福祉環境部に手話通訳員を配置している他、県身体障害者福祉協会にも手話通訳推進員を配置している。また、各市福祉事務所等においても手話通訳者を配置している。

聴覚障害者の相談については、福祉相談センターにろうあ者相談員を配置して対応しており、建福祉環境部や市町村でも随時、相談を受け付けている。

視覚障害者については、パンフレット等を音声で聞けるSPコード読み取り機

「スピーチオン」を障害福祉課や福祉相談センターなどに配置している。また、要望があれば県点字図書館等へ印刷物を点字や音声へ置き換え等を依頼できる体制になっている。

相談件数については、今、数字を持ち合わせていない。

《平成25年度の聴覚障害者の相談件数は、県全体で487件（県：128件、市等：359件）であった。》

- 最近、父親が子供を鎖でつないだり、暴行を加えて殺害してしまった事案があり、学校や児童相談所、警察との連携について、マスコミ等で批判されたりしているが、秋田では児童虐待について、児童相談所にどのような形で通報があるのか、また、学校や警察、児童相談所との連携はどうなっているか。

→ 児童虐待等に対応するのは、第一義的には市町村とされており、児童相談所は、市町村の後方支援や、市町村で対応できない専門的な知識・技術を必要とする事案に対応するという役割分担となっている。そのため県では、市町村担当者の虐待事案への対応力向上のための研修会などを行っている。

児童相談所に寄せられる虐待に関する相談件数は、年間約200件超で推移している。以前だと近隣住民からのものが多かったが、最近は警察からの通報が一番多くなっている。

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、関係機関への通報が児童虐待防止法により義務付けられている。通告があった場合、児童相談所は48時間以内に目視で安全確認しており、夜間の場合も同様に対応している。児童虐待への対応に当たって、場合によっては警察の協力が必要なこともあるので、その際の対応に向けた合同訓練なども2年前から行っている。

また、子どもの状態を一番最初に発見しやすいのは、保育園や幼稚園、学校なので、2年前からそれらの機関に対しても児童虐待の初期対応についての研修等を実施している。

### ③ 刑事手続への関与の充実について

- 秋田では、4年前に弁護士が殺害された事件で、遺族が積極的に被害者として裁判に参加している例があるが、被害者の刑事参加は、県内ではまだ少ないと思う。

- 刑事手続きの関与について、平成13年頃は、意見陳述制度くらいしかなかった。その後、被害者の方々が声を上げて、いろいろな制度が出来てきたが、それらの制度を利用した人は、その後の被害回復にとっても大きな力になっている。そこがまず被害回復の第一歩で、逆にそこで不信感を持ったり、社会に対して疑念を持ったりしてしまうと、なかなか前に進めないということがある。

孤立している遺族が安心して、制度をフルに活用できるためには、やはり支援の充実が大事。被害者支援センター（以下「センター」という）も大変でしょうがそういう意識を持って支援して頂きたい。警察の方もがんばっていただいているが、今のところ、まだ支援のパワーが不足しているように感じる。

- センターでは、裁判への付き添いなどしていますか。
  - この間も、裁判員裁判への付き添い支援を行った。犯罪被害者の方々に様々な制度を周知していくためには、支援員の資質を上げることも必要であり、支援員の研修に力を入れている。
- その他に、センターではどのような付き添いをしているのか。
  - 被害者の要望を尊重しながら、病院や警察、ハローワーク等への付き添いを行っている。また、引っ越しの手伝いや子供の世話、被害者の家に出向いて家事などの支援を行っている。
- 日常生活支援は、被害者にとって大事なものである。混乱していて、家事も出来ない、誰かが支援していかなければ、何も回っていかない。
  - 犯罪被害の発生した直後に出勤し、家族のそばにいて雑事を代替してあげるのが理想だが、残念ながら、センターではマンパワーが足りず、そこまで出来ていないように思う。センターで足りない場合、どこがどのようにコーディネートするのか
  - 生活支援については、センターだけでは難しいので、県警や県と連携を深めながら支援をしている。具体的に、就職支援の関係では、地元警察署やハローワークなどと連携を取りながらやっている。
    - 被害直後の支援について、常時何人か支援員が待機していて、事態に対応しているが、万全な体制とは言い難い。生活支援の充実については、今後の課題と認識している。
- センターが育つのを待つのでは、本当の支援に結びつかないと思う。県で全体を考えてもらって、介護とか、福祉サービスの利用とか、別の方面から日常生活を支援できるような形を作って欲しいと今、思っている。
  - センターだけでなく、連携すれば、どこかで補えるところがあるのでないか。
- 被害者に最初に接するのは、警察と思いますが、支援や連携はどうなっているのか。
  - 県警に届出された事案については、警察本部の犯罪被害者支援室や警察署等で被害者に対応している。支援室には臨床心理士が3人いて、精神的ケアについても担当している。その中で色々な要望を聴取し、日常生活の支援など警察での対応が難しいものは、センターに情報提供して可能な支援をしていただいている。
    - それ以外にも公判や病院に係る相談など、いろいろな相談があるが、その都度、支援室が関係機関と連携を図りつつ、対応している。DVなど、県が関わらないといけないものについては、県に依頼して、できる支援をしていただいている。
      - 今後も被害者支援については、連携と内容の充実に向けていく必要があるかと思っています。

#### ④ 県民の理解の増進について

- 県民に周知されていないという思いから、犯罪被害者への支援体制や県の施策を、どう伝えていけば良いのか考えていたが、県ウェブに載せるのは当然やるべきと思いますが、県で周知するために、誰をターゲットにして、何をしようとしているのか。一般の人が被害者支援を調べるために、ウェブを見ることはあまりないのではないか、また被害を受けてからは、警察が直接情報提供するだろうからウェブを見ないと思う。
  - 一般の人は、自分が被害者になると思わないし、被害者になったらどうすれば良いかと普段考えない。自分には関係ないと思っている。県では「被害者になったら」ではなく、「被害者がそばにいたら」、二次的被害を与えないようどうすべきかなど、被害者の置かれた状況や心情を県民に訴え、被害者に配慮した支援の必要性などを啓発している。

実際に被害に遭えば、警察の方で、「被害者の手引」でいろいろな支援制度の内容を説明するので、県では主に、犯罪被害者の周囲の人からの二次的被害防止を目的に広報啓発に努めている。
  
- 有効性を考えると、むしろ学校など、教育の場をもっと活用することがあってもいいのではと思う。子どものうちから、もし被害者になったらどういう支援があるのかを知っておくことは大人へも繋がり、意味のあることと思う。学校教育の中で何かしてもいいのかなと思ったのと、学校にはPTAなど保護者の方々がいるので、そういう人たちに情報を直に届ける方法がいいのでないか。具体的に何をすればということは、学校現場で、考えてもらえばと思いますが、何かできそうなことがあると思います。
  - 県民生活課で、特殊詐欺防止に向けて、消費者教育推進計画を今年度策定することにしており、大学、学校、会社、家庭へといったところにそれぞれ5カ年のプログラムを考えている。

消費者教育以外のところで、学校現場で、系統的な形で、という取組はそんなに進んでいないと思う。
  
- 交通事故であれば、子供であっても被害者になりうる。学校では交通安全教室などを実施し、「被害者にならないように気をつけましょう」という所まで教育しているでしょうが、「万が一被害者になったらどうすれば」というところまで、もう少し踏み込んだ教育があれば、うまく繋がっていくのかなと、思っている。
  
- 犯罪被害者やその支援については、小学校から高等学校の教育の中ではあまり取り上げられないテーマと思うが、社会で生きていく中では、自分自身が被害者になる可能性もあるので、その時にどうしたらいいかという知識を覚えておくことも大切だと思う。

子どもたちを第三者的立場において「被害者とはこういうもんだよ、だからこういう支援が必要なんだよ」と教える教育も必要だが、もう少し踏み込んで、自分ももしその立場になったらという自分自身に置き換えた教育があってもいいのかなと思うし、その方が真剣になるだろうと思う。支援について実際に調べさせるなど、

いろいろな教育の方法があると思う。

→ 学校教育は教育庁の担当になるが、現在、県警では、小・中・高校生を対象にした「命の大切さ学習教室」を進めている。学校に依頼してご遺族の手記等を事前学習してもらい、講演が終わった後、自分がいのちの大切さについてどう感じたかの感想を書いてもらっている。

ご遺族の講演を通じ、ご遺族の心情や置かれた現状などを通じて、まずは自分の生活の安全を守り、被害者にも加害者にもならないように、また、尊い命を大切にするような生活を送っていただきたいという思いからこの事業を進めている。

それをもう一步進めて学校教育にどう活かすかとなると、教育庁の方での議論になるものと思う。

○ 学校の場の教育ですが、非常に大切なことと思う。参考までに、今年7月にノースアジア大学法学部の学生約80人にセンターで実施した出前講座を紹介します。犯罪被害者支援の重要性、犯罪抑止の教育の充実、生命の大切さを育む教育の推進を図るため、「犯罪被害者等への対応」と題して相談員が講師になり、事例を中心に出席講座を実施したが、生命の大切さに関する質問や支援活動の認識に関する質問もあり、有意義な講座になった。

○ 高等学校までの教育を考えると、たとえば、防災で考えると、釜石の学校で、津波が来た時にどうすればいいかときちっと教育されていた子供は、津波から助かっている。命を大切にしようという理念の教育も大切だが、実際に自分がその場に置かれたらどう行動すべきかという具体的な知識、技術を小さいうちから教育することも必要だと思う。

○ 大学生に関して、学生ボランティアはすごく大事になって来ると思う。他の大学にも広まり、県内のすべての大学で学生がボランティアに参加できるようになればいいと思うし、大学生なら、多分、いろんなことが出来る。

センターの仕事として話題に出ていた生活支援、子育て支援では、センターで十分なマンパワーが無かったり、警察にお願いしても限界があると思うので、そういう中で、学生ボランティアが出来る部分も出て来るかも知れない。警察やセンター、県とで連携しながら、ボランティアにスキルなり、知識を身に付けさせ、被害者のために何か出来るものがあれば、やってみるような体制を作っても良いように思う。ただ、あくまでもボランティアなので、どこに責任の所在を置くのかという難しい問題もあると思うが、大学生だったら、何か出来ることがあると思う。

大学生であれば、被害者がどういう状況に置かれているのか、精神的なダメージや経済的なダメージを含めて理解できるだろうし、自分たちも逆に性被害も含め、色々な被害にあう可能性もあり、被害者支援を知りたいというニーズもあるだろう。

→ 大学生ボランティアについては、県警の施策ですが、年3回の研修と街頭での啓発活動を6～7回行っている。本年度は6つの大学から20人の応募があり、活動に参加している。提案のあったボランティアによる支援については、実際に、

どのような支援に組み込んでいけるのかは、今後の検討になるが、ボランティアであり、出来る範囲は限定的になると思う。

- センターの課題としてはマンパワーのほかに、経済的な問題もあると思う。経済的支援があればもっと充実した活動が出来るということであれば、そこら辺をどうするのか考えていただきたいと思う。センターは、警察や県で動けない隙間を埋めるという面があると思うが、センターへの寄付だけではやはり、限界があると思う。県として何か出来ることがないのか。
- センターの経済的な話が出たが、企業等からの寄付金の他、県からの受託金や市町村の負担金等による収入から成り立っている。収支ぎりぎりの状態で運営していることから、財政基盤を強化するためセンターでは積極的に企業訪問をしている。  
→ 県警では、犯罪被害者支援の広報啓発活動や被害者の直接支援活動、相談活動をセンターに委託している。  
また、それ以外にも犯罪被害者支援センターに寄付する自動販売機の設置を警察本部や警察署で進めており、センターでも民間企業への設置を進めている。こういったことを通じて、財政基盤の強化を図っていければと考えている。

## ⑤ その他

- 県民への周知について課題があるということで、私も同感ですが、一般の方に、犯罪被害を考えるとと言っても、中々スッと入ってこないと思う。犯罪被害者週間「県民のつどい」や「犯罪被害を考える・命のメッセージ展」もいいと思うが、もっと効果的な方法がないのかと考えていた。  
単独のイベントだと、これを見に行こうというインセンティブが上がらないこともあるので、別の大きなイベントとくっつけて共催で開催する方法もあると思うし、その方が印象に残ると思う。  
また、犯罪被害者の支援活動があるということを知らない県民もまだ多いと思うので、コストのこともあると思うが、支援の周知について色々なことを考えていただければ、と思う。
- 被害者の相談に応ずる時、専門的な話になりがちだが、被害者や家族は、話をまず聞いてほしいと思っている。話をすることで被害者は心の整理をし、問題点が分かってくる。サポートすべき優先課題も見えてくる。  
コーディネーターの話もあったが、それはそれで必要と思っている。被害者が、持たなくていい自責感を持つこともあり、その場合、本来使うべき制度の利用を躊躇することもある。そんなときにコーディネーターがいて、必要な支援を誘導すると思う。  
コーディネーターの教育や養成の話もあったが、それも一つだが、今ある制度を縦割りでなく、柔軟に運用すれば、ある程度なんとかやっていけることもあると思う。

- 会議を通じて、どうやって行政活動を周知するのかの難しさを感じた。市の窓口で様々な対応をしているが、制度の周知に関しては、インターネットが普及したとはいえ、実際、そういう広報媒体を使う機会の少ない人もいる。

必要な人に、必要な制度がきちっと行き届く支援を、我々は心がけなければならない。ファーストコンタクトを大事に、その人の立場に立った対応しなければいけないと感じた。

市としても県と協力しながら、支援が必要な人に必要な支援が行き届くように努めていきたい。
  
- 傾聴ボランティアというものがあるが、話を聞くということが、被害者の心情を一番癒やすことになる。と言う話を聞いたことがある。

全国犯罪被害者支援フォーラム2014で、「犯罪被害者支援における裁判付き添い等直接的支援の課題と今後の展望」と題してディスカッションがあったが、結局、結論はスピリット。犯罪被害者は、近所の人や相談者、捜査機関など周囲の人々やマスコミなどから二次的被害を受け、心情を傷付けられることがあるので、犯罪被害者の心情への配慮が一番大事ということであった。

犯罪被害者になることは少ないが、誰しも被害者に接する機会や周辺に被害者がいるというのは有り得ること。そんな時にどのようにして、被害者に接するか、心情に配慮するか、という感性を学校教育のうちから涵養していくことは可能でないかと思った。

また、私たち犯罪被害者支援の一端に携わる者が日常心がけることは、被害者の心情に沿って、苦しみを分かち合うという心をみんなが持つことに尽きるのではないかという感想を持ちました。